

倉敷民商弾圧事件・禰屋裁判傍聴記

吹田民主商工会常務理事 西尾 栄一

禰屋裁判の第18回公判が6月15日に岡山地裁で開催され、法人税法違反(脱税ほう助)事件の被告人質問がおこなわれました。禰屋さんが弁護士の質問に答える形で、「本当はどうだったのか」を、検察側主張の論点ごとに証言しました。禰屋さんは428日にも及ぶ身柄拘束中、完全黙秘で闘いましたから、検察の起訴理由は、I建設親子の証言と押収した証拠によって描かれた勝手なストーリーで構成されています。この虚構のストーリーに具体的に反撃しました。検察は2名の体制から人も入れ替えて3名体制に強化してきました。



時間に追われ 内容もわからず

脱税ほう助などありえない

今回の被告人質問は千田弁護士が担当しました。まず、禰屋さんは毎年5月になると15社の法人決算と約250社の労働保険の年度更新も担当していると証言しました。この仕事量の多さを裁判官はどのように受け止めたでしょうか。その上義母の介護もされていたそうです。禰屋さんの置かれている状況からしても脱税に関与することなどできるわけがありません。証言は申告サポートの実際にも触れました。会員が作成した試算表を見て、「チェックではなく聞き取りをして」勘定科目内訳書や申告書を作成していること、その際、原始資料等を見ることがないこととしました。会員の皆さんが試算表まで仕上げていくわけですから、その水準の高さに驚きます。同時に、禰屋さんの言うように、原始資料まで確認しながらサポートしていたら5月の仕事はこなすことはできないだろうとも思いました。ここには、会員と事務局の領域をわきまえてサポートに徹している禰屋さんの姿勢が窺えます。会員本人が正確な記帳を行う所得や税額を「決定」しているからこそできることです。I建設の申告サポートも長期間そのようにしていたそうです。しかし、I建設F婦人の実務が高齢や病気などの理由で年々雑になったため、期日に間に合わせるためにやむを得ずF婦人のやるべき実務(振替伝票への記入や土地代金と建物代金の区別)を禰屋さんが手伝いました。その善意の行為が「全部、禰屋がやった」と脱税ほう助に利用されたものです。禰屋さんの悔しさを思うと怒りが沸いてきます。そして、検察は人間の善意までも利用して犯罪人に仕立て上げるのかと恐怖を覚えます。

新事実発見で検察の言い分打ち砕く

今回の被告人質問で初めてわかったこともあり。第1はF婦人が作成した振替伝票の存在が明らかになったことです。F婦人は「自分は会計のことは分からない。すべて禰屋さんが勝手にやったこと」と証言していましたが、これは検察側の主張の重要な要素の一つでした。しかし、検察が押収した証拠の中にF婦人作成の平成21年分と平成22年分の振替伝票があることが分かりました。決算仕訳をしている伝票も見つかり法廷の場で該当仕訳が傍聴人にも示されました。この振替伝票の存在は、禰屋さんもこの事件まで知らなかったそうです。F婦人は「建設大臣」導入前までは手計算で試算表まで作成していたそうです。これでF婦人の「会計のことは分からない」との証言は崩れました。

第2は、検察側の筋書きでは、I建設夫妻が禰屋さんに「税金を下げてほしい」とか「前年くらいの売上(5億円)にしてほしい」と依頼したとなっています。ところが、平成20年3月期の売り上げは6億円以上、平成21年の売り上げは7億円以上で、どちらも5億円という金額は全く出てきません。ここでも、検察とI建設の言い分は崩れました。弁護団の先生方と禰屋さんの証拠調べの執念が、検察側の重要な論拠を突き崩しました。

検察の証拠調べの杜撰と示す証言

検察側がI建設夫妻の証言や証拠調べのなかで、なぜ発見できなかったのかと疑問に思う点が2つあります。1点目は、これも昨日の証言の中で明らかにしたことです。I建設が決算終了後においても会計ソフト「建設大臣」に追加入力していたことです。このような行為「ありえない」(禰屋さんの証言)ことなのですが、それが実際行われていたことが分かりました。検察はすべてを押収していたわけですから、これがなぜ発見できなかったのか不思議に思います。

2点目は、1点目と重なるのですが、検察はI建設所有の「建設大臣」を長期間押収しながら、資産の部の合計と負債・資本の部の合計があつていないことになぜ気づかなかったかという疑問です。これに気付いていれば禰屋さんが、民商所有の会計ソフト「会計王」を使用せざるを得なかった事情もわかると思うのですが。しかし、検察は「建設大臣」があるのにもかかわらず、確定申告にわざわざ、「建設大臣」を使用しなかったのは、禰屋さんが脱税ほう助を意図していたからであると描きました。押収した証拠品のなかで「建設大臣」と確定申告書の照合などは基本中の基本となる作業ではないかと思うのですが、その作業を検察はほとんどやっていないのではないかと思わせる内容です。十分な証拠調べもせず、力で禰屋さんに「自白」を迫る検察側の意図を垣間見た気がします。

今後裁判は6月28日、30日、7月27日、29日が予定されています。弁護団は、元国税職員の上室税理士や大田全商連会長、脱税工作を受けた元会員、小原事務局長などの証人採用を求めています。そのための緊急要請ハガキ運動に取り組んでいます。ご協力をお願いいたします。

商工新聞は経営のヒント・いらしの知恵がいっぱい 毎週必ず届けます
会費集金は会員の心をあつめる活動です 毎月10日までには集めましょ